


# 介護予防・生活支援サービス事業のサービス

『要支援1、2、および総合事業対象者※<sup>1</sup>』の方が、必要な生活支援に応じて、様々な訪問型サービスと通所型サービスを受けることができます。

## ●訪問型サービス（ホームヘルプサービス）


	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>掃除、洗濯、調理、買い物、衣服の整理、ベッドメイキング 等</li> <li>入浴・外出・排泄・服薬介助などの身体介護は行いません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に認知症や閉じこもり、うつ等のおそれのある高齢者に対し、保健師等が訪問し、心身の状況に応じた相談指導を行います。</li> <li>(3ヶ月間の期間)</li> </ul>
提供時間	1回 45分以内	1回 60分程度
実施者	指定訪問介護事業所	保健師、理学療法士 等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活援助サービスが必要な方で、一人暮らし高齢者。</li> <li>同居家族がいるが、同居家族が病気や障害、高齢などの理由のため、生活援助サービスが必要な方はご相談ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状況等により通所による事業への参加が困難な高齢者 等</li> </ul>
費用 (自己負担額が1割の場合※ <sup>2</sup> )	<p>★専門職による支援</p> <p>〈週1回程度〉…1,058円/月額※<sup>3</sup></p> <p>〈週2回程度〉…2,114円/月額※<sup>3</sup></p> <p>〈週2回超〉…3,354円/月額※<sup>3</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供事業所の体制により、費用が加算されることがあります。</li> </ul>	<p>無料</p> <p>(利用には市への相談が必要です。)</p> 

※<sup>1</sup>総合事業対象者とは、基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方のこと。

※<sup>2</sup>費用の自己負担額は、前年の所得により、1～3割の負担割合が適用されます。

※<sup>3</sup>費用は令和6年2月現在の額です。

## ●通所型サービス（デイサービス）

	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
		すこやか運動教室
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動器の機能向上、口腔機能の向上、閉じこもり予防等を目的としたプログラム、レクリエーション活動 等</li> <li>入浴、食事の有無は選択できます。(事業所により異なる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状態改善のために、専門職が短期間集中的に運動機能向上プログラムを提供します。利用後は、自立した生活・社会活動への参加を目指します。(週 1 回 3 ヶ月、全 12 回)</li> <li>入浴、食事はありません。</li> </ul>
提供時間	1 日：4 時間以上、半日：4 時間未満	1 時間～2 時間程度
実施者	指定通所介護事業所 等	通所介護事業所、専門的知識を有する法人等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続利用により、状態の維持が期待できる高齢者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体力の改善に支援が必要な高齢者</li> <li>集中的に専門的な支援を実施することにより生活機能維持・拡大が見込める高齢者 等</li> </ul>
費用 (自己負担額が 1 割の場合※ <sup>2)</sup> )	<p>★送迎あり・入浴あり（事業所による）</p> <p>〈週 1 回程度〉</p> <p>(事業対象者、要支援 1、2)</p> <p>1 日…1,505 円/月額※<sup>3</sup></p> <p>半日…1,129 円/月額※<sup>3</sup></p> <p>〈週 2 回程度〉(要支援 2)</p> <p>1 日…3,085 円/月額※<sup>3</sup></p> <p>半日…2,314 円/月額※<sup>3</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送迎、入浴のサービスが必要ない場合、その分を減額した料金設定となります。</li> <li>サービス提供事業所の体制により、費用が加算されることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料</li> <li>送迎あり（事業所による）</li> </ul> 

※<sup>1</sup> 総合事業対象者とは、基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方のこと。

※<sup>2</sup> 費用の自己負担額は、前年の所得により、1～3 割の負担割合が適用されます。

※<sup>3</sup> 費用は令和 6 年 2 月現在の額です。